

重要事項説明書

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 号の第 8 条に基づいて、事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人石井会
所在地	群馬県伊勢崎市波志江町 1152
代表者名	理事長 石井 有希夫
電話番号	電話 0270-21-3111 FAX 0270-21-3002
URL	https://www.ishii.or.jp/

2. 事業所概要

事業所名称	マリー訪問看護ステーション
指定番号	1060490552
所在地	群馬県伊勢崎市波志江町 1152
電話番号	0270-27-5926
URL	https://www.ishii.or.jp/

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- マリー訪問看護ステーション（以下、本事業という。）の看護師その他の従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居住において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 本事業所は、必要なときに必要な訪問看護が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

4. 本事業所の職員体制（令和 6 年 1 月 1 日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1 名	
看護師	1 名	1 名
事務員	1 名	

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～金曜日（祝祭日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く） 但し、土日祝の訪問が必要な時、状況に応じ対応する。
----------	--

	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分（ただし通常の訪問看護を行う時間は午前 9 時～午後 4 時 30 分）
--	--

6. 営業地域

通常の地域	伊勢崎市
-------	------

7. 利用料

- 利用料として介護保険第 41 条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 利用者は、マリー訪問看護ステーション料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供するうえで別途必要になった費用を支払うものとします。

○ 利用料金の支払い方法

毎月、15 日前後に前月分の請求書をお渡しいたします。

1) 利用者の指定の口座から、自動振替の場合

利用料は、1 ヶ月単位とし、当該月の利用料は、翌月 20 日（土日祝の場合は翌営業日）に利用者が指定する口座より振替えます。

2) 現金払いの場合

利用料は 1 ヶ月単位とし、当月分を翌月中旬までにご請求させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行いたします。

※キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日、訪問までのご連絡	1,000 円を請求いたします。
訪問までにご連絡のない場合	1 提供あたりの料金の 100%を請求いたします。

※ただし、ご利用者の急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

8. 緊急時等の対応の方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所に連絡します。

ご家族	氏名	続柄
	連絡先（昼）	
	連絡先（夜）	
主治医	医療機関名	医師名
	電話番号	
居宅介護支援事業所	名称	担当者
	電話番号	

9. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

- (1) 感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。
- (2) 指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

12. 高齢者への不適切な対応防止

本事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

13. 苦情申し立て窓口

マリー訪問看護ステーション 管理者 土屋 裕太郎	所在地 伊勢崎市波志江町 1152 電 話 0270-27-5926 F A X 0270-27-5927 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
群馬県健康福祉部介護高齢課代表	所在地 群馬県前橋市大手町 1-1-1 電 話 027-226-2561 F A X 027-223-6725 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
群馬県国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8 電 話 027-290-1323 F A X 027-255-5077
伊勢崎市介護保険課	所在地 伊勢崎市今泉町 2 丁目 410 番地 伊勢崎市役所本館 1 階 電 話 0270-27-2742 F A X 0270-21-4840

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要事項を説明いたしました。

所在地 〒372-0001 群馬県伊勢崎市波志江町 1152
マリー訪問看護ステーション

(説明者) 氏名 _____ 印 (管理者) _____ 印

私は、本書面により、本事業者から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族（代理人）住所 _____

氏名 _____ 印

重要事項説明書別紙【訪問看護・医療保険利用料金表】

<利用料金>

		料金	1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士等	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき)	週3日まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日以降	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士等	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた外泊時)	入院中1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
	週3日30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円

《加算》

必要に応じ上記基本部分に以下の料金が加算されます

複数名訪問看護加算	週1回1日につき	4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 (週4日以上訪問)	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算 (6時～8時)・(18時～22時)		2,100円	110円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,440円	740円	1,490円	2,230円
	2日目以降	3,000円	300円	600円	900円

長時間訪問看護加算 (1日につき)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
特別管理加算 (状態に応じ)	I	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	II	2,500円	250円	500円	750円
退院共同指導加算	1日につき	8,000円	800円	1,600円	2,400円

特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算		6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
ターミナルケア療養費		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
24時間対応体制加算	1月につき	6,400円	640円	1,280円	1,920円
情報提供療養費	1月につき	1,500円	150円	300円	450円
緊急訪問看護加算	1月につき	2,650円	270円	530円	800円
専門管理加算	1月につき	2,500円	250円	500円	750円

各種加算説明

緊急訪問看護加算	利用者の求めに応じて医師の指示で緊急訪問する
難病等複数回訪問加算	1日2回以上の訪問
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が訪問する場合
長時間訪問加算	1回に90分を超える訪問
退院時共同指導加算	退院前に療養上の指導をする場合
ターミナルケア加算	在宅で看取りを行う場合
緊急時訪問看護加算	利用者ご家族からの相談に24時間対応
サービス提供体制強化加算	職員を充実させサービス提供を強化している場合
看護体制強化加算ⅠⅡ	医療ニーズに対応する訪問体制を強化している場合
専門管理加算	緩和、褥瘡、皮膚排泄等の専門の研修を受けた看護師が計画的な訪問看護を実施する場合

※基本療養費Ⅰ・Ⅱともに理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合は週4日以降も週3日までの料金が適用されます。

【自費請求になるもの】

- ①交通費 訪問地域内はかかりません。
訪問地域外は別途交通費がかかります。(1kmにつき100円 ※片道)
- ②エンゼルケア：希望時のみ 15,000円(税込み)
- ③衛生材料費

重要事項説明書別紙【訪問看護・介護保険利用料金表】

《要介護》

利用料金（1回につき）

1 単位：10.21 円

＜利用料金＞

	単位数	1割	2割	3割
Ⅰ 1（20分未満）	313単位	319円	639円	958円
Ⅰ 2（30分未満）	470単位	479円	959円	1,439円
Ⅰ 3（30分以上60分未満）	821単位	838円	1,676円	2,514円
Ⅰ 4（60分以上90分未満）	1125単位	1,148円	2,297円	3,445円
※Ⅰ 5（1回20分）	293単位	299円	598円	897円

早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）は25%増。

深夜（午後10時から午前6時）は50%増になります。

※理学療法士等による訪問

《要支援》

利用料金（1回につき）

1 単位：10.21 円

＜利用料金＞

	単位数	1割	2割	3割
Ⅰ 1（20分未満）	302単位	308円	616円	924円
Ⅰ 2（30分未満）	450単位	459円	918円	1,378円
Ⅰ 3（30分以上60分未満）	792単位	808円	1,617円	2,425円
Ⅰ 4（60分以上90分未満）	1087単位	1,109円	2,219円	3,329円
※Ⅰ 5（1回20分）	283単位	288円	577円	866円

早朝（午前6時から午前8時）、夜間（午後6時から午後10時）は25%増。

深夜（午後10時から午前6時）は50%増になります。

※理学療法士等による訪問

《各種加算》

必要な要件を満たす場合上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

<利用料金>

	単位数	1割	2割	3割
初回加算	300単位	306円	612円	918円
特別管理加算Ⅰ	500単位	510円	1,021円	1,531円
特別管理加算Ⅱ	250単位	255円	510円	765円
複数名訪問加算（30分未満）	254単位	259円	518円	777円
複数名訪問加算（30分以上）	402単位	410円	820円	1,231円
長時間訪問看護加算	300単位	306円	612円	918円
退院時共同指導加算	600単位	612円	1,225円	1,837円
ターミナルケア加算	2000単位	2,000円	4,084円	6,126円
緊急時訪問看護加算	574単位	586円	1,172円	1,758円
サービス提供体制加算Ⅰ	6単位	6円	12円	18円
サービス提供体制加算Ⅱ	3単位	3円	6円	9円
看護体制強化加算Ⅰ	550単位	568円	1,123円	1,684円
看護体制強化加算Ⅱ	200単位	204円	408円	612円
看護体制強化加算（要支援）	100単位	102円	204円	306円

各種加算説明

介護保険

初回加算	初回訪問時に1回算定
特別管理加算Ⅰ	・在宅悪性腫瘍患者指導 在宅気管切開患者指導の管理を受けている状態 ・気管カニューレ 留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	・在宅自己腹膜灌流 血液透析 酸素療法 中心静脈栄養 成分栄養経管栄養 自己導尿 持続陽圧呼吸療法 自己疼痛管理 肺高血圧患者の指導管理を受けている状態 ・人口肛門 人口膀胱 ・真皮を越える褥瘡の状態 ・点滴注射を週3日以上行う必要がある状態
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が訪問する場合
長時間訪問加算	1回に90分を超える訪問
退院時共同指導加算	退院前に療養上の指導をする場合
ターミナルケア加算	在宅で看取りを行う場合
緊急時訪問看護加算	利用者ご家族からの相談に24時間対応
サービス提供体制強化加算	職員を充実させサービスを強化している
看護体制強化加算ⅠⅡ	医療ニーズに対応する訪問体制を強化している

【自費請求になるもの】

①交通費 訪問地域内はかかりません。

訪問地域外は別途交通費がかかります。（1kmにつき100円 ※片道）

②エンゼルケア：希望時のみ 15,000円（税込み）

③衛生材料費